

新法紹介

一 公布済の新規法令

- 1 「中華人民共和国先物及びデリバティブ法」
- 2 「中華人民共和国職業教育法」
- 3 「知的財産に対する共同保護の強化に関する意見」
- 4 「消費潜在力の更なる発揮と消費の継続的回復の促進に関する意見」

二、公布前の意見募集稿

1. 外商投資奨励産業リスト（2022年版、意見募集稿）

一、公布済の新規法令

1 「中華人民共和国先物及びデリバティブ法」

「中華人民共和国先物及びデリバティブ法」は、2022年4月20日に第13期全人代常務委員会の34回会議にて可決・公布され、同年8月1日より施行されることになった。本法は、総則、先物取引及びデリバティブ取引、先物決済及びクロージング、先物取引者、先物経営機構、先物取引所、先物決済機構、先物サービス機構、先物業種協会、監督管理、クロスボーダー取引及び監督・管理の協力、法律責任、付則という13章計155条から構成されている。本法は、中国国内の先物取引、デリバティブ取引及びそれらの関連活動に適用されるが、中国国外において行われる先物取引、デリバティブ取引及びその関連活動が中国国内の市場秩序を破壊し、国内の取引者の合法的権益に損害を与えた場合には、本法に基づき処理すると規定されている。また本法の規定によれば、国家は先物市場の健全な発展を支持し、同市場に価格発見機能、リスク管理、資源の分配といった機能を果たさせること、先物市場及びデリバティブ市場を利用してヘッジング等のリスク管理活動に従事することを奨励すること、更には農産物の先物市場及びデリバティブ市場の発展を推進する措置を講じ、国内における農産物の生産・経営をリードするものとされている。

URL：<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202204/162df3a6d6d4931f5c1660ba9a4c1c5.html>

（全人代常務委員会2022年4月20日公布、同年8月1日施行）

2 「中華人民共和国職業教育法」

「中華人民共和国職業教育法」は、2022年4月20日に改正・公布され、翌月1日より施行されている。今回の改正は、1996年の施行から25年ぶりの初めての改正であるが、職業教育が普通教育と同等の重要な地位を有することが強調され、また国家が様々なレベル且つ多様な種類による職業教育の発展を奨励し、職業教育の体系を構築・健全化し、職業教育保障のための制度と措置等を完備することが明確にされている。特に、企業の職業教育における主体的役割について、①企業による従業員と採用予定人員向けの職業教育の実施、

②企業による職業学校、就業訓練機構の開設、③「産業と教育の融合」と「学校と企業の提携」の政策に深く参加する企業への奨励、金融・財政・土地等のサポート、付加教育費、地方教育付加費その他の税金の減免・優遇策という具体的な措置も打ち出された。

URL：<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202204/04266548708f44fb467500e809a9cf.shtml>

（全人代常務委員会2022年4月20日公布、同年5月1日施行）

3 「知的財産に対する共同保護の強化に関する意見」

2022年4月25日、最高人民検察院と国家知的財産局は、互いに協力して知的財産に対する保護を強化することを目指して、「知的財産に対する共同保護の強化に関する意見」を公布した。本意見は、9章計17条から構成され、主に常設の連絡メカニズムの構築、情報共有メカニズムの構築と健全化、業務サポート、共同による事件処理、人材交流・育成等の強化、研究連携の深化、賞罰制度の構築等の様々な方面から、知的財産に対する行政的保護と司法的保護を整合させ、共同による保護へ注力し、連携協力のメカニズムを最適化すること等について具体的な措置が打ち出された。本意見の施行により、行政による法の執行と司法による保護の連携がより一層深化されることになる。そして、行政関連法規と刑法のつながりが更に完備され、知的財産の共同保護の体系が構築されることにより、知的財産に対する司法・行政による総合的な保護が向上されることに重要な意味があると思われる。

URL：https://www.spp.gov.cn/xwfbh/wsfbr/202204/t20220425_555135.shtml#1

（最高人民検察院・国家知的財産局2022年4月25日公布・施行）

4 「消費潜在力の更なる発揮と消費の継続的回復の促進に関する意見」

國務院弁公庁は、2022年4月25日に「消費潜在力の更なる発揮と消費の継続的回復の促進に関する意見」を公布、施行した。本意見は、新型コロナ等の影響で勢いを失いつつある消費市場の課題とその回復に向けた方針を見据えて、消費を巡る様々な側面からの短期のサポートと中長期にわたる消費促進の要請から、以下のような5

つの方面から20項の重点的措置を打ち出した。

第一に、感染症の消費へのマイナスの影響について、市場における消費者の購買意欲や消費能力を段階的に回復させるための措置や対応を促進し、供給側である市場主体に対する支援・援助の取り組みを強化し、基本消費財の供給の確保と物価の安定を保障し、消費を取り巻く業態の変化とその時代に応じた革新に取り組む。第二に、消費の品質やレベルを全面的に向上させ、消費の基盤を安定させることに力を注ぎ、消費者の健康・養老・育児等のサービス消費や文化・旅行等の消費を促進すると共に、グリーン消費の発展に注力し、全国の県や郷の消費潜在力を十分に掘り起こす。第三に、サポート体系を完備し、消費発展の総合能力を継続的に増強させる。消費プラットフォームの健全で持続な発展を推進し、消費財の流通体制の健全化を後押しし、それらへの就業収入を増加させて消費能力をアップさせ、公共消費を合理的に増加させる。第四に、消費面の改革を継続して深化し、信頼性の高い、安全な消費環境の整備を促す。消費にマイナスとなる障害・障壁を破壊し、消費の基準体制を健全化し、消費分野における法執行・監督管理を強化し、消費者權益に対する保護を全面的に強化する。第五に、各種の保障措置を強化し、質の高い消費の発展ベースを更に確実なものとする。財政・税収入によるサポートを強化し、金融サービスによる支援を最適化し、営業用の土地・建築物の保障を強化し、各部門・地方の政策の実施と

それに伴う責任の管理を徹底させる。

URL : http://www.gov.cn/zhengce/content/2022-04/25/content_5687079.htm

(国務院弁公庁2022年4月25日公布、同日施行)

二、立法草案

1 「外商投資奨励産業リスト (2022年版、意見募集稿)」

国家發展改革委員会と商務部は、5月10日に「外商投資奨励産業リスト (2022年版)」の意見募集稿を公開し、6月10日までにパブリックコメントを募集しているところである。本意見募集稿は、現行の2020年版と比べ、238条を追加し、38条を削除するとともに、114個の条文について修正することを予定している。主な改正ポイントとしては、①製造業への外国企業からの投資を引き続き奨励しており、全国向けの奨励項目には部品、装備製造等の項目が追加・拡大されていること、②生産性サービス業への外国企業からの投資を引き続き奨励し、全国向けの奨励項目には専門的な設計、技術サービス及び開発等の項目が追加・拡大されていること、③中部・西部地区及び東北地区への外国企業からの投資を引き続き奨励すること等があげられる。

URL : https://hd.ndrc.gov.cn/yjzx/yjzx_add.jsp?SiteId=380

(国家發展改革委員会・商務部2022年5月10日公開)

具体的な事案に関するお問い合わせ／配信申込・停止申込☒メールアドレス : info_china@ohebashi.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。